

事業主様をはじめとした皆様へご回覧ください

健康保険委員だより



薬剤師の先生からのお話

お薬カレンダーの活用

お薬カレンダーを使って飲み忘れをなくそう

お薬カレンダーは患者さんが薬を正しく飲めるように考え出された便利グッズです。飲み間違えや飲み忘れを防ぐための道具には、他に配薬ボックスなどがありますが、お薬カレンダーは壁に掛けられるので場所をとらず、セットした薬を視覚的に確認できます。そのため、セットミスはないか、どこまで飲んだか、いつ飲み忘れたかなど、自分だけでなく家族や周りの人にもチェックしてもらうことができます。



一方で、入れることのできる薬の量がポケットの大きさや材質などにより制限されてしまうことや、毎週しっかり薬をセットする必要があるため、少し手間に感じる方もいるかもしれません。

もっと、薬局・薬剤師を利用しよう

病院や薬局でもらう10錠シートのお薬（PTP包装）をお薬カレンダーに入れるときには1錠ずつ切り離してポケットに入れる必要があるため、手間がかかったり、PTP包装の誤飲事故などが起こる可能性も少なくありません。また、もしセットを間違えていた場合に自分では気が付きにくく、お薬カレンダーの長所を生かしてあげていないこともあるのではないのでしょうか。

このようなお薬の管理で困ったり悩んだりする際には、ぜひ一度、薬剤師に相談してみてください。金額は少し高くなりますが用法別に分包してくれたり、飲み忘れ防止のアドバイスをしてくれます。薬を分包して処方された場合は、あとは印字の通りお薬カレンダーにセットするだけなので簡単です。

そのほかにもわからないことや忘れてしまったことはそのままにしておかず気軽に薬局・薬剤師に相談してみてください。



※こちらの記事は、「富山県民の健康づくり推進に向けた相互連携に関する協定」にもとづき、公益社団法人富山県薬剤師会よりご提供いただいた原稿をもとに作成いたしました。



新たに「とやま健康企業宣言」金 (Step 2) の認定となりました！

健康企業宣言富山推進協議会が開催され、審査の結果、「株式会社シンコー」「ユウディケー株式会社」「ハシモト清株式会社」「一般財団法人 北陸電気保安協会」が、「とやま健康企業宣言」金 (Step 2) に認定されました。今回の認定により、県内のStep 2の認定事業所は56社※となります。 ※協会けんぽ46社 健康保険組合10社

「とやま健康企業宣言」金 (Step 2) に認定した事業所 (協会けんぽ加入事業所のみ)

認定事業所	主な取り組み内容
株式会社シンコー	健康診断、特定保健指導、有所見者の再受診率について、いずれも100%を達成。また、禁煙セミナーの実施等、タバコについての取り組みを積極的に実施。
ユウディケー株式会社	健康診断、特定保健指導、有所見者の再受診率について、いずれも100%を達成。
ハシモト清株式会社	健康診断、有所見者の再受診率について、いずれも100%を達成。また、従業員の家族に向け、社長名で文書による健康診断の受診勧奨を実施。



認定に必要な取り組み

健診の実施、要治療者の再検査等の受診、特定保健指導の実施、健康づくり環境の整備、食事・運動・禁煙・心の健康に係る対策等



認定に必要な取り組み

Step 1の取り組みに加え、従業員の家族に係る健診の受診勧奨、健康管理・安全衛生活動、メンタルヘルス対策、過重労働防止の対策等



お問い合わせは ☎076-431-6155 保健グループ 音声ガイダンス②まで

発行元

全国健康保険協会 富山支部
協会けんぽ

〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

- 健康保険の給付・任意継続に関すること
- 健診や保健指導・健康企業宣言に関すること
- レセプトや第三者行為に関すること
- 健康保険委員や広報など上記以外のこと

- 業務グループ 音声ガイダンス①
- 保健グループ 音声ガイダンス②
- レセプトグループ 音声ガイダンス③
- 企画総務グループ 音声ガイダンス④

電話 076-431-6155(代表)

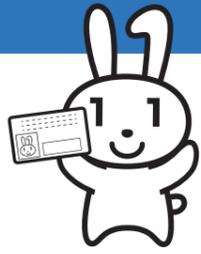
受付時間 8:30~17:15まで(土・日・祝・年末年始を除く)

協会けんぽ 富山



メルマガ会員募集中！
左の二次元コードから簡単に登録ページにアクセスできます！

今から使おう！マイナ保険証！



令和6年12月2日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！

健康保険証の取り扱い

令和6年12月1日時点で
既に加済の方

現行の健康保険証※は令和7年12月1日まで利用可能です。
※令和7年12月1日までに退職等で資格喪失される場合は、健康保険証は事業所へ返納してください。
令和7年12月2日以降については自己廃棄も可能です。

令和6年12月2日以降に
加入される方

健康保険証は発行されません。

資格確認書の発行について

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。

※資格確認書の有効期限内に退職等で資格喪失される場合は、資格確認書は事業所へ返納してください。有効期限が切れた資格確認書については自己廃棄も可能です。

令和6年12月1日時点で
既に加済の方

令和7年12月2日以降、マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていないなどで保険者が必要と判断した場合に発行します。

令和6年12月2日以降に
加入される方

令和6年12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、事業所を経由して発行します。

令和6年12月2日以降の医療機関等の受診方法



受診方法	使用目的
健康保険証	経過措置期間である令和7年12月1日まで利用可能
マイナ保険証	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき
マイナ保険証+資格情報のお知らせ* もしくは マイナ保険証+マイナポータル(スマホ)	カードリーダーが設置されていない または使用できない医療機関を受診するとき
資格確認書	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき

※資格情報のお知らせは令和6年9月と令和7年1月の2回に分けて事業所様へ送付いたします。マイナンバーの下4桁をご確認のうえ、切り取って大切に保管してください。
また、資格情報のお知らせのみでは医療機関を受診できませんので、医療機関を受診される際は必ずマイナ保険証と併せてご提示ください。
※今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

マイナ保険証に関するお問い合わせ先

協会けんぽ
マイナンバー専用ダイヤル **0570-015-369** (8:30~17:15 土日祝日を除く)

「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせはこちら！

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)にお願いします。



事業主・加入者の皆さまへ

令和6年度被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在も**被扶養者資格を満たしているかどうかの確認**を毎年実施しています。

令和6年度につきましては、10月上旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認です。ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年度の実績

扶養解除者数 **約7.1万人**
高年齢医療制度への負担軽減額(効果額) **約10億円**



保険料の負担軽減へのご協力ありがとうございました。

令和6年度の予定

確認の対象となる方

令和6年4月1日において**18歳以上の被扶養者の方**

※確認対象となる被扶養者の方がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和6年10月上旬から10月下旬

提出期限

令和6年11月29日(金)(予定)

再確認の手順

対象の方の被扶養者資格を確認し、「被扶養者状況リスト」を返信用封筒で提出

Check! 扶養から外れる方がいる場合は…

該当者の保険証と同封の被扶養者調書兼異動届をあわせてご提出ください。

添付いただく書類

- 被保険者と別居している被扶養者
→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者
→海外特例要件の該当が確認できる書類

海外特例要件には、海外留学している学生、ボランティア活動や外国に赴任する被保険者の同行家族等が該当します。

詳しくは、協会けんぽのホームページまたはお送りする被扶養者状況リスト一式をご覧ください。



お問い合わせは ☎076-431-6155 業務グループ 音声ガイダンス①まで